

生活援助中心型サービスの回数が基準を超える場合の届出書

ふりがな										
被保険者氏名	被保険者番号									
要介護度	<input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5									
生活援助の月延べ回数	回	訪問介護事業所名								

【厚生労働大臣が定めた規定回数以上の訪問介護が必要な理由】

狭山市長 宛

生活援助中心型訪問介護が厚生労働大臣の定める回数以上に居宅サービス計画に位置付ける必要がある為、上記の通り届け出ます。

年 月 日

居宅介護支援事業所

名 称

所在地

電話番号

介護支援専門員

氏 名

添付書類

- 生活援助中心型サービスの回数が基準を超える場合の理由書
 - 基本情報
 - 居宅サービス計画書(第1～3表)
 - サービス担当者会議の記録(第4表等)
 - 支援経過の記録(第5表等)
 - サービス利用票及び別表(第6・7表)
 - 訪問介護計画書の写し
- ※各書類とも経緯がわかる部分のみの写しを添付してください

※本届出書は居宅サービス計画を作成又は変更した月の翌月末までに提出してください 2021.11狭山市

〈保険者記入欄〉

【検証の結果】

決 裁	課 長	主 幹	主 査	担 当

受 付 印	
-------------	--